

北陸信越運輸局報



令和2年1月21日(火曜日) 第606号

明日の交通・環境を創造します。
<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目次

公 示	△道路運送車両の保安基準緩和認定(一括緩和)について	・・・P1
	△道路運送車両の保安基準緩和認定(一括緩和)について	・・・P3
	△道路運送車両の保安基準緩和認定(一括緩和)について	・・・P4
許認可等	△自動車分解整備事業の認証	・・・P6
行政処分	△北陸信越運輸局管内に営業所がある累積点数21点以上の旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者(令和元年12月31日現在)	・・・P7
	△基準緩和自動車の行政処分	・・・P7

○ 公 示

■ 公示第78号(自動車技術安全部)

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条の規定に基づき、農耕トラクタ(大型特殊自動車及び小型特殊自動車)であって農作業機を備えるものについて下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

ただし、平成31年4月9日付け北信技技第30号(公示第5号)により、現に自動車検査証の交付を受けている自動車にあつては、この公示にかかわらず、基準緩和の認定が失効するまでは、なお従前の例による。

令和2年1月10日

北陸信越運輸局長

記

1. 認定番号及び認定日

北信技技第437号 令和2年1月10日

2. 対象となる自動車

農耕トラクタ(大型特殊自動車及び小型特殊自動車)であつて農作業機を備えるもの

3. 基準緩和を認定する条項（緩和を要する条項に限る）

保安基準	第2条第1項	（幅）	[002]
	第5条	（安定性）	[007]
	【最大安定傾斜角度に限る】		
	第34条第1項*	（小型特殊自動車の寸法規定）	
	【車幅灯、尾灯、制動灯及び後退灯に限る】		
	第34条第3項	（車幅灯）	[030]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第37条第3項	（尾灯）	[034]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第37条の3第3項	（駐車灯）	[035]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第38条第3項	（後部反射器）	[036]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第39条第3項	（制動灯）	[037]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第40条第3項	（後退灯）	[038]
	【個数及び取付位置に限る】		
	第41条第3項	（方向指示器）	[039]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第41条第3項	（側面方向指示器）	[040]
	【前端からの取付位置に限る】		
	第41条の3第3項	（非常点滅表示灯）	[041]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第42条	（その他の灯火等の制限）	[042]
	【農作業機最外側附近に備えるものであって、次に該当するもの】		
	①反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの		
	②反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するもの		
	③灯光の色が赤色であるもの		

※ 農作業機を取り外した場合に長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.0メートル以下、かつ、最高速度15キロメートル毎時以下の小型特殊自動車に限る。

4. 条件及び制限

（1）保安基準第34条第1項から第41条の3第3項の緩和を要する自動車

- ① 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
- ② 農作業機最外側付近の前面の両側には、白色反射器を備えること。 [189]
〔前面に備える灯火等が（2）②の外側表示板を除き全て基準に適合するものを除く〕
- ③ 農作業機最外側付近の後面の両側には、赤色反射器を備えること。 [190]
〔後面に備える灯火等が（2）②の外側表示板及び⑥の赤色灯火器を除き全て基準に適合するものを除く〕

（2）保安基準第2条第1項（幅）の緩和を要する自動車

- ① 農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、農作業機装着状態の幅を表示すること。 [175]

- ② 農作業機最外側付近の前面及び後面の両側には、外側表示板を備えること。 [177]
- ③ 道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。 [184]
- ④ 運行にあたっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
- ⑤ 農作業機最外側付近の前面の両側には、白色灯火器（光度300カンデラ以下）を備えること。 [176]
〔前面に備える灯火等が（2）②の外側表示板を除き全て基準に適合するものを除く〕
- ⑥ 農作業機最外側付近の後面の両側には、赤色灯火器（光度300カンデラ以下）及び赤色反射器を備えること。 [178]
〔後面に備える灯火等が（2）②の外側表示板及び⑥の赤色灯火器を除き全て基準に適合するものを除く〕

(3) 保安基準第5条（安定性）の緩和を要する自動車

- ① 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。 [052]
- ② 農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。 [186]
- ③ 運行にあたっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]

5. その他

- (1) 大型特殊自動車にあつては、自動車検査証の備考欄に「農耕トラクタ（作業機付）一括緩和」[094]の記載を行うものとする。
- (2) 外側表示板とは、赤と白のストライプ（外向き及び下向きに45度の角度になるように配置）が表示されたパネルを農作業機の前面及び後面の両側に備えることにより、車両の幅を他の交通に明示するためのもの。欧州委員会の農耕トラクタの安全性要件規則 6.26 に定めるシグナリングパネルに準じて取り付けるものとし、反射の有無は問わないものとする。

■ 公示第79号（自動車技術安全部）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づき、農耕トラクタ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）について下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

令和2年1月10日

北陸信越運輸局長

記

- 1. 認定番号及び認定日
北信技技第438号 令和2年1月10日
- 2. 対象となる自動車
農耕トラクタ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）
- 3. 基準緩和を認定する条項（緩和を要する条項に限る）

保安基準	第2条第1項	（幅）	[002]
	第10条	（操縦装置）	[010]

【操縦装置の配置に限る】		
第 12 条	(制動装置)	[068]
【ABS 装備要件に限る】		
第 13 条	(連結時の制動性能)	[077]
第 41 条第 3 項	(方向指示器)	[039]
【最外側からの取付位置に限る】		
第 41 条の 3 第 3 項	(非常点滅表示灯)	[041]
【最外側からの取付位置に限る】		

4. 条件及び制限

(1) 保安基準第 2 条第 1 項 (幅) の緩和を要する自動車

- ① 農耕トラクタの後面及び運転者席には、幅を表示すること。 [181]
- ② 道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。 [184]
- ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
- ④ 農耕トラクタの運転者席には、農耕作業用トレーラの幅を表示すること。 [182]
〔幅の緩和を必要とする農耕作業用トレーラをけん引する場合に限る。〕

(2) 保安基準第 12 条 (制動装置) 及び第 13 条 (連結時の制動性能) の緩和を要する自動車

- ① 運行速度は、15 キロメートル毎時以下とすること。 [052]
- ② 農耕トラクタの後面及び運転者席には、けん引時の制限速度を表示すること。 [188]
- ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]

5. その他

- (1) 大型特殊自動車にあつては、自動車検査証の備考欄に「農耕トラクタ (単体) 一括緩和」 [095] の記載を行うものとする。

■ 公示第 80 号 (自動車技術安全部)

道路運送車両の保安基準 (昭和 26 年運輸省令第 67 号) 第 55 条の規定に基づき、農耕作業用トレーラ (大型特殊自動車及び小型特殊自動車) について下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

令和 2 年 1 月 10 日

北陸信越運輸局長

記

1. 認定番号及び認定日

北信技技第 439 号 令和 2 年 1 月 10 日

2. 対象となる自動車

農耕作業用トレーラ (大型特殊自動車及び小型特殊自動車)

3. 基準緩和を認定する条項（緩和を要する条項に限る）

保安基準	第2条第1項	（幅）	[002]
	第5条	（安定性）	[007]
	【被けん引自動車の最大安定傾斜角度の基準に限る】		
	第12条	（制動装置）	[077]
	第13条	（連結時の制動性能）	[077]
	第34条第1項*	（小型特殊自動車の寸法規定）	
	【車幅灯、尾灯、制動灯及び後退灯に限る】		
	第34条第3項	（車幅灯）	[030]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第35条第3項	（前部反射器）	[031]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第37条第3項	（尾灯）	[034]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第37条の3第3項	（駐車灯）	[035]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第38条第3項	（後部反射器）	[036]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第39条第3項	（制動灯）	[037]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第41条第3項	（方向指示器）	[039]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第41条の3第3項	（非常点滅表示灯）	[041]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第42条	（その他の灯火等の制限）	[042]
	【農作業用トレーラ最外側附近に備えるものであって、次に該当するもの】		
	①反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの		
	②反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するもの		

※ 長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.0メートル以下、かつ、最高速度15キロメートル毎時以下の小型特殊自動車にけん引される場合に限る。

4. 条件及び制限

(1) 保安基準第2条第1項（幅）の緩和を要する自動車

- ① 農耕作業用トレーラの後面には、幅を表示すること。 [179]
- ② 農耕作業用トレーラ最外側付近の前面及び後面の両側には、外側表示板を備えること。 [183]
- ③ 道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。 [184]
- ④ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
- ⑤ けん引自動車は農耕トラクタに限る。 [191]
- ⑥ 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。 [192]

〔農業機械、資材、農産物等の運搬作業を行うものに限る〕

(2) 保安基準第5条（安定性）の緩和を要する自動車

- ① 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。 [052]

- ② 農耕作業用トレーラの後面には、制限速度を表示すること。 [187]
- ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
- ④ けん引自動車は農耕トラクタに限る。 [191]
- ⑤ 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。 [192]
〔農業機械、資材、農産物等の運搬作業を行うものに限る〕
- (3) 保安基準第 12 条（制動装置）及び第 13 条（連結時の制動性能）の緩和を要する自動車
 - ① 運行速度は、15 キロメートル毎時以下とする。 [052]
 - ② 農耕作業用トレーラの後面には、制限速度を表示すること。 [187]
 - ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
 - ④ けん引自動車は農耕トラクタに限る。 [191]
 - ⑤ 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。 [192]
〔農業機械、資材、農産物等の運搬作業を行うものに限る〕
- (4) 保安基準第 34 条第 1 項から第 41 条の 3 第 3 項の緩和を要する自動車
 - ① 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
 - ② けん引自動車は農耕トラクタに限る。 [191]
 - ③ 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。 [192]
〔農業機械、資材、農産物等の運搬作業を行うものに限る〕

5. その他

- (1) 大型特殊自動車にあつては、自動車検査証の備考欄に「農耕作業用トレーラ一括緩和」[096] の記載を行うものとする。
- (2) 外側表示板とは、赤と白のストライプ（外向き及び下向きに 45 度の角度になるように配置）が表示されたパネルを車両の前面及び後面の両側に備えることにより、車両の幅を他の交通に明示するためのもの。欧州委員会の農耕トラクタの安全性要件規則 6.26 に定めるシグナリングパネルに準じて取り付けるものとし、反射の有無は問わないものとする。

○ 許 認 可 等

■ 自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	富認証第 288 号
認証年月日	令和 2 年 1 月 9 日
事業者名	株式会社中田モータース（法人番号 9230001005181）
事業場の名称	株式会社中田モータース 富山インター店
事業場の所在地	富山県富山市赤田 9 5 1 番 1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

認証番号	石認証第 444 号
認証年月日	令和 2 年 1 月 16 日

事業者名	協同組合小松トラック輸送センター (法人番号 8220005003365)
事業場の名称	コマトラファクトリー
事業場の所在地	石川県小松市犬丸町丁7番地8
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車(大型)、普通自動車(中型)、普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、大型特殊自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

○ 行政処分

■北陸信越運輸局管内に営業所がある累積点数21点以上の旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者(令和元年12月31日現在)

(自動車運送事業安全監理室)

旅客自動車運送事業者

事業の種類	事業者名	法人番号	事業者の所在地	累積点数	主な違反行為
一般貸切	有限会社金子	8100002018469	長野県下高井郡山ノ内町佐野2562	27	区域外運送
一般貸切	株式会社きらめき	5220001014815	石川県金沢市本町2-4-1	56	事業の健全な発達を阻害する競争
一般乗用	株式会社津幡観光社	9220001017632	石川県河北郡津幡町字津幡二13-3	32	運行管理者選任違反

貨物自動車運送事業者

事業の種類	事業者名	法人番号	事業者の所在地	累積点数	主な違反行為
一般貨物	株式会社エム・ティー・エス	8120101041163	大阪府岸和田市木材町10-2	32	運行管理者選任違反
一般貨物	有限会社ミハラ運輸	4100002016014	長野県東御市滋野乙1532-4	30	名義貸し
一般貨物	有限会社山城陸送	6230002014507	富山県射水市小杉白石88	28	定期点検整備等の未実施

■基準緩和自動車の行政処分(自動車技術安全部)

処分年月日	使用者の氏名 又は名称	自動車登録番号	処分等の種類	違反行為の概要
	使用の本拠の位置	車体の形状	違反条項	

令和2年 1月17日	株式会社 ワタナベ	新潟100き1482	基準緩和の認定の取消し（取消し日：令和2年1月31日）	<ul style="list-style-type: none"> ・死者を生じた事故を発生させた。 ・特殊車両通行許可を取得せずに運行した。 ・積載貨物を落下させた。
	新潟県新潟市西蒲区赤鎗 614-3	トラクタ	道路運送車両の保安基準第55条第6項	

以上